

## 基本手当日額の計算式及び金額

1. 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,310円以上 4,610円未満	$y = 0.8w$
4,610円以上11,680円以下	$y = (-3w^2 + 70,390w) / 70,700$
11,680円超 14,230円以下	$y = 0.5w$
14,230円超	$y = 7,115$

2. 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,310円以上 4,610円未満	$y = 0.8w$
4,610円以上11,680円以下	$y = (-3w^2 + 70,390w) / 70,700$
11,680円超 15,660円以下	$y = 0.5w$
15,660円超	$y = 7,830$

3. 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,310円以上 4,610円未満	$y = 0.8w$
4,610円以上10,510円以下	$\begin{cases} y = (-7w^2 + 126,670w) / 118,000 \\ y = 0.05w + 4,204 \end{cases}$ のいずれか低い方の額
10,510円超 14,940円以下	$y = 0.45w$
14,940円超	$y = 6,723$

4. 基準日において30歳未満又は65歳以上である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,310円以上 4,610円未満	$y = 0.8w$
4,610円以上11,680円以下	$y = (-3w^2 + 70,390w) / 70,700$
11,680円超 12,810円以下	$y = 0.5w$
12,810円超	$y = 6,405$

- (注) 1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。  
 2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。

(参考2)

### 基本手当日額の計算式の根拠について

記1の基本手当日額の計算式は、雇用保険法施行規則第28条の3第1項及び第2項の規定に基づき、次により導かれる。

1 2以外の受給資格者の場合（4,610円 $\leq w \leq$ 11,680円）

(1) 給付率（80%から50%までの間で逡減する率）

$$\begin{aligned} &= 0.8 - 0.3 \times \frac{w - 4,610}{11,680 - 4,610} \\ &= \frac{-3w + 70,390}{70,700} \end{aligned}$$

(2) 基本手当日額（給付率に賃金日額を乗じた額）

$$\begin{aligned} &= \frac{-3w + 70,390}{70,700} \times w \\ &= \frac{-3w^2 + 70,390w}{70,700} \end{aligned}$$

2 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者の場合（4,610円 $\leq w \leq$ 10,510円）

(1) 給付率（80%から45%までの間で逡減する率）

$$\begin{aligned} &= 0.8 - 0.35 \times \frac{w - 4,610}{10,510 - 4,610} \\ &= \frac{-7w + 126,670}{118,000} \end{aligned}$$

(2) 基本手当日額（給付率に賃金日額を乗じた額）

$$\begin{aligned} &= \frac{-7w + 126,670}{118,000} \times w \\ &= \frac{-7w^2 + 126,670w}{118,000} \end{aligned}$$

ただし、次により算定された額より高い場合は、次により算定された額とする。

$$\begin{aligned} &0.05w + (10,510 \times 0.4) \\ &= 0.05w + 4,204 \end{aligned}$$